

(平成21年1月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から44年3月までの国民年金保険料については、追納していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から44年3月まで

私は、国民年金保険料はいつも夫婦一緒に納付し、昭和61年度法改正に伴う沖縄特別措置に係る保険料も、妻と私の二人分をまとめて一括で納付した。

しかし、同特別措置期間のうち、昭和37年1月から44年3月までの期間の納付記録は確認できなかったとの回答をもらった。妻は、すべて納付済みになっているのに、私は、当該期間96か月のうち、87か月が免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、琉球政府時代の国民年金制度が発足した昭和45年4月から平成10年に60歳となるまで約29年間国民年金保険料を完納している。申立人の妻も、国民年金加入期間中の国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の申立期間を含む昭和36年4月から42年3月までの昭和61年度法改正に伴う沖縄特別措置に係る国民年金保険料は、平成4年3月に一括して追納していることが確認できるなど、申立人夫婦の国民年金保険料の納付意識は高かったものと思われる。

また、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で払い出されている上、夫婦の保険料納付年月日は、納付日が確認できる昭和47年5月から56年9月までの期間及び平成7年4月から8年12月までの期間について、いずれも同一であり、夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたものと考えられることから、妻と一緒に納付したとする申立人の主張に不自然さは無い。

さらに、申立人は、昭和61年度法改正に伴う沖縄特別措置期間のうち、36年4月から同年12月までの期間は、妻と同一日に追納しており、申立人の妻が、「沖縄特別措置に係る保険料を金融機関へ夫婦一緒に行って納付した」と証言していること及び申立人名義の預金口座の取引記録により、当該措置に係る保険料の納付最終日に、申立人が主張している金額の引出しが確認できることから、妻の沖縄特別措置期間は納付済みとなっているが、申立人の申立期間

のみがみなし免除とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 10 月 13 日から 63 年 3 月 31 日まで
(A社)
② 平成元年 1 月から同年 6 月まで
(B社)
③ 平成 2 年 11 月から 3 年 5 月まで
(A社)

私は、申立期間①及び③についてA社で季節労働者として勤務しており、申立期間②ではB社で季節労働者として勤務していたが、それぞれの厚生年金保険の記録が無いとされた。給与明細書等の資料は残っていないが、それぞれの申立期間について厚生年金保険に加入していたと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、雇用保険の記録により、申立人がA社及びB社で勤務していたことは確認できるが、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票などの資料は無い。

A社に係る申立期間①及び③については、同社では、「季節労働者は雇用保険に加入させているのみであり、厚生年金保険には加入させていない。」としている。

また、A社における申立期間①及び③を含む昭和 62 年 8 月から平成 3 年 7 月までの厚生年金保険被保険者の資格取得状況を調査したところ、整理番号に欠番が無く連続しており、申立人が厚生年金保険被保険者として適用されていた事実が確認できない。

さらに、申立人が挙げる複数名の同僚についても、申立人と同様に、A社における厚生年金保険被保険者として確認できない。

加えて、申立期間③のすべての期間において、申立人は国民年金保険料を納付していることが確認できる。

B社に係る申立期間②については、同社では、「平成元年前後においては、

季節労働者は雇用保険に加入させているのみであり、厚生年金保険には加入させておらず、季節労働者を厚生年金保険に加入させたのは2、3年前からである。」としている。

また、B社における申立期間②を含む昭和63年12月から平成元年7月までの厚生年金保険被保険者の資格取得状況を調査したところ、整理番号に欠番が無く連続しており、申立人が厚生年金保険被保険者として適用されていた事実が確認できない。

さらに、申立人が挙げる同僚についても、申立人と同様に、B社における厚生年金保険被保険者として確認できない。

加えて、申立期間②のすべての期間において、申立人は国民年金保険料を納付していることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

沖縄厚生年金 事案 150 (事案 122 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月 1 日から 47 年まで

私は、申立期間について、A社で勤務しており、新たに申立期間当時の同僚の証言もあるので、年金記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の一部である昭和45年5月から47年7月までに係る申立てについては、社会保険事務所の保管する厚生年金保険適用事業所名簿及び申立人の同僚の厚生年金保険の加入記録より、A社は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるものの、社会保険事務所が保管する同社に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿を調査したところ、申立人の氏名は確認できず、申立人は同社における勤務期間についてほとんど記憶していないとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年11月13日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、昭和45年1月から47年までA社で勤務したとする記憶があること及び当時の同僚が、勤務期間は不明であるが、申立人が同社で勤務していたという証言があることから同社において厚生年金保険に加入していたはずであると主張するが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。